

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第47号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p><u>(22)</u> [略]</p> <p><u>(23)</u> [略]</p> <p><u>(24)</u> [略]</p> <p><u>(25)</u> [略]</p> <p><u>(26)</u> [略]</p> <p><u>(27)</u> [略]</p> <p><u>(28)</u> [略]</p> <p><u>(29)</u> [略]</p> <p><u>(30)</u> [略]</p> <p><u>(31)</u> [略]</p> <p><u>(32)</u> [略]</p> <p><u>(33)</u> [略]</p> <p><u>(34)</u> [略]</p> <p><u>(35)</u> 診療記録開示手数料 1件につき <u>220点</u></p> <p><u>(36)</u> 文書料</p> <p>ア 診断書</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 死亡診断書 1通につき <u>330点</u></p> <p>(ウ) [略]</p> <p>イ 検案書</p> <p>(ア) 死体検案書（変死体検案書を除く。） 1通につき <u>550点</u></p> <p>(イ) [略]</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p><u>(37)</u> [略]</p> <p>2～9 [略]</p>	<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(21) [略]</p> <p><u>(22)</u> 頭皮冷却療法実施料 1回につき <u>1,100点</u></p> <p><u>(23)</u> [略]</p> <p><u>(24)</u> [略]</p> <p><u>(25)</u> [略]</p> <p><u>(26)</u> [略]</p> <p><u>(27)</u> [略]</p> <p><u>(28)</u> [略]</p> <p><u>(29)</u> [略]</p> <p><u>(30)</u> [略]</p> <p><u>(31)</u> [略]</p> <p><u>(32)</u> [略]</p> <p><u>(33)</u> [略]</p> <p><u>(34)</u> [略]</p> <p><u>(35)</u> [略]</p> <p><u>(36)</u> 診療記録開示手数料 1件につき <u>330点</u></p> <p><u>(37)</u> 文書料</p> <p>ア 診断書</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 死亡診断書 1通につき <u>550点</u></p> <p>(ウ) [略]</p> <p>イ 検案書</p> <p>(ア) 死体検案書（変死体検案書を除く。） 1通につき <u>770点</u></p> <p>(イ) [略]</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p><u>(38)</u> [略]</p> <p>2～9 [略]</p>
2	<p>(利用料)</p>	<p>(利用料)</p>

第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。

(1)～(8) [略]

(9) 予防接種料

使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に、6歳以上の者に予防接種を行った場合にあつては1回につき346点（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、359点）、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては1回につき421点（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、434点）、3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては1回につき551点（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、567点）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。

(10)～(20) [略]

(21) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料 1回につき 557点

(22)～(38) [略]

2～4 [略]

5 消費税等が課されることとなる食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、医療局長が別に定めるものにあつては、1食につき740円とする。

6～9 [略]

第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。

(1)～(8) [略]

(9) 予防接種料

使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に、6歳以上の者に予防接種を行った場合にあつては1回につき359点（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、372点）、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては1回につき434点（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、447点）、3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては1回につき564点（注射以外の方法による接種を行った場合にあつては、580点）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあつては、医療局長が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。

(10)～(20) [略]

(21) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料 1回につき 901点（60分未満の場合にあつては、736点）

(22)～(38) [略]

2～4 [略]

5 消費税等が課されることとなる食事の提供の利用料の額は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、医療局長が別に定めるものにあつては、1食につき800円とする。

6～9 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年6月1日から施行する。